

授業目的公衆送信補償金の制度について

私どもは、日本の美術・グラフィックデザイン・イラストレーション分野の著作権管理団体である「一般社団法人 日本美術著作権連合」と申します。<https://www.jart.tokyo/>

さて、このご連絡は、著作権法第 35 条に基づき、学校の授業において、著作物を pdf などのデジタル資料にして生徒の端末（パソコン等）に送ることについて、権利者の事前許諾なく行うことができるようにする代わりに、学校側が補償金を支払う「授業目的公衆送信補償金制度」が整備され、その補償金を、授業で利用された著作物の権利者である貴方様にお支払いするための手続きについてご案内するものです。

この補償金は、文化庁により指定された団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称 SARTRAS サートラス）」の監督の下、各分野を代表する権利者団体が事務手続きや当該補償金のお振り込みを行う事となっており、美術分野におきましては、私ども日本美術著作権連合がお支払い業務を担当いたします。

※分配業務を行う団体とは？

分配業務を行う能力のある、著作権等管理事業者又は各著作物分野の権利者団体として、SARTRAS が各分野の分配業務の委託を決定した団体です。分配業務受託団体の一覧を SARTRAS ウェブサイトで公開しております。<https://sartras.or.jp/bunpai/>

<各分野の分配を担当する団体一覧 2025 年 7 月 1 日現在>

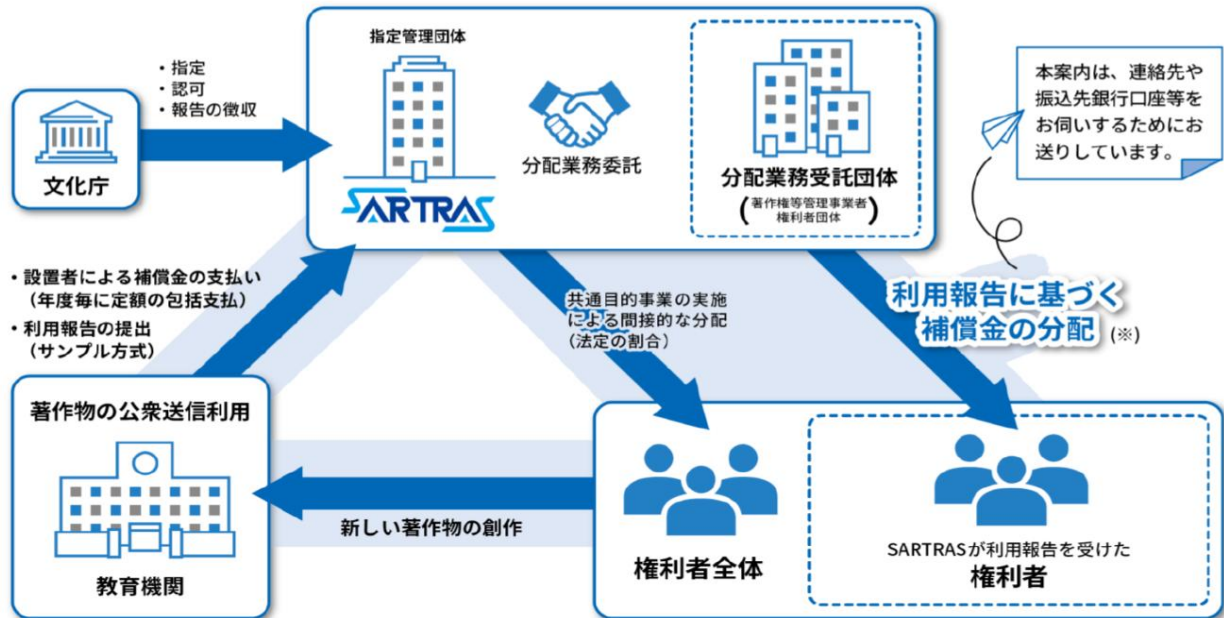
一般社団法人新聞著作権管理協会	一般社団法人学術著作権協会
協同組合日本脚本家連盟	一般社団法人日本美術著作権連合
公益社団法人日本漫画家協会	一般社団法人日本レコード協会
協同組合日本シナリオ作家協会	一般社団法人教科書著作権協会
一般社団法人日本美術著作権協会	一般社団法人日本音楽著作権協会
株式会社 NexTone	一般社団法人日本写真著作権協会
公益社団法人日本専門新聞協会	公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人日本動画協会	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	一般社団法人出版者著作権管理機構
一般社団法人日本民間放送連盟	一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構

※SARTRAS の補償金收受・分配に関する文化庁長官の指定については、文化庁ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1413647.html>

■ 制度の概要

授業目的公衆送信補償金制度の概要



＜本制度全般に関するお問い合わせ先＞
 一般社団法人 日本美術著作権連合 事務局
 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-14 H¹O 浜松町 517 号室
 メール: info@jart.tokyo
 電話: 03(6826)2208
 受付時間 平日 9:30～17:30 (土日祝を除く)